

# 東北多文化アカデミー学則

令和4年10月1日改訂

## 1章 総則

### (目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育、進学指導、キャリア支援、生活支援を行なうことでインバウンドの留学生の増加を図り、もって少子高齢化社会における多文化共生の発展に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本学は、東北多文化アカデミーという。

### (位置)

第3条 本学は、本校を宮城県仙台市青葉区米ヶ袋1丁目1番地14号（片平レジデンス303号室）、分校を宮城県仙台市青葉区大町2丁目3番地5号（ライオンズマンション青葉通201号室）に置く。

### (自己点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

### (コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部別	コース名	修業期間	収容定員 合計	クラス数 合計	備考
第1部	進学1年コース	1年	61人	4クラス	4月入学
	進学2年コース	2年	74人	4クラス	4月入学
	計		135人	8クラス	
第2部	進学1年6か月コース	1年6か月	135人	8クラス	10月入学
	計		135人	8クラス	

### (始期・終期等)

第6条 本学の各コースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2学期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4学期 1月1日から3月31日まで

### (休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日

- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業（3週間）
- (5) 冬季休業（3週間）
- (6) 春季休業（3週間）
- (7) 秋季休業（3週間）
- (8) その他飛び石連休等を考慮した休日

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、校長が定める。

### 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

#### (教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

#### (1) 進学1年コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
言語関連科目	言語知識(文法)	10時間×40週(400時間)
スキル関連科目	4技能及びインターラクション(会話)、プレゼンテーションスキル	5時間×40週(200時間)
試験対策	日能試、日留試、BJT、専門職の試験	5時間×20週(100時間)
進路指導	自己分析、面接対策、研究計画作成等	5時間×20週(100時間)
計		800時間

#### (2) 進学2年コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
言語関連科目	言語知識(文法)	10時間×80週(800時間)
スキル関連科目	4技能及びインターラクション(会話)、プレゼンテーションスキル	5時間×80週(400時間)
試験対策	日能試、日留試、BJT、専門職の試験	5時間×40週(200時間)
進路指導	自己分析、面接対策、研究計画作成等	5時間×40週(200時間)
計		1600時間

#### (3) 進学1年6か月コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
言語関連科目	言語知識(文法)	10時間×60週(600時間)
スキル関連科目	4技能及びインターラクション(会話)、プレゼンテーションスキル	5時間×60週(300時間)
試験対策	日能試、日留試、BJT、専門職の試験	5時間×30週(150時間)
進路指導	自己分析、面接対策、研究計画作成等	5時間×30週(150時間)
計		1200時間

(学習の評価)

第 10 条 学習の評価は、試験成績、出席状況、授業態度等を総合して決定し、5 段階評価とする。

(教職員組織)

第 11 条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 5 人以上(うち専任 3 人以上)
- (4) 生活指導担当者 1 人以上 (うち専任 1 人以上)
- (5) 事務職員 2 人以上(うち専任 1 人以上)

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 12 条 本学への入学資格は、次のとおりとする。

心身ともに健康で勉学の意欲があり、留学中の経費支弁能力がある者。

(入学時期)

第 13 条 本学への入学は、年 2 回とし、その時期は、4 月及び 10 月とする。

(入学手続)

第 14 条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、第 20 条に定める申請料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 20 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第 15 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、15 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 16 条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了の認定)

第 17 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 9 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。一定の評価に達しなかった者には、追加の指導を行う。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

(褒賞)

第 18 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

#### (懲戒処分)

第19条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

#### 第5章 生徒納付金

##### (生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は次のとおりとし、消費税を加算して納付するものとする。

(1) 申請料	20,000円
(2) 入学金	80,000円
(3) 授業料	
1年コース	600,000円
2年コース	1,200,000円
1年6か月コース	900,000円

##### (納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月から授業料を免除することができる。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

##### (滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

##### (生徒納付金の返還)

第23条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学が指定する期日までに入学辞退の申し出があった場合は申請料および入学金を除く授業料を返還する。

3 入国管理局より在留資格認定証明書が交付されなかった場合あるいは在外公館で査証を取得できなかった場合は、入学検定料を除く入学金および授業料を返還する。

4 授業開始後、来日せずにキャンセルした場合は、申請料および入学金を除く授業料を返還する。

5 いずれの場合も、返還のための確認手続き等が完了したのちに返還を行う。

## 第6章 雜則

### (寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

### (健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

### (細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

### 附則

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

この学則は、平成30年1月1日から施行する。

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

この学則は、令和4年10月1日から施行する。